<u>常用漢字</u>とは、内閣告示として発表されている「<u>常用漢字</u>表」に含まれる漢字です。<u>常用漢字</u>表は、「一般の社会生活において現代の国語を書き表すための漢字使用の目安」(平成 22 年内閣告示第 2 号より)とされているものです。法令や公用文の漢字使用はこの表によります。

概要

<u>常用漢字</u>表には、2,136 文字について、字体と音訓や語例が示されています。 2010 年に改正される前は 1.945 文字でした。

字体はいわゆる新字体ですが、旧字体(康熙字典体)と差の大きなものには参考として旧字体が添えられています。

単に漢字の表だけでなく、「字体についての解説」という説明があり、明朝体のデザイン差や、明朝体と筆写の楷書との違いを実例に即して掲げ、どちらで書いても差し支えない形の差が解説されています。漢字の字体に興味のある人、また学校などで漢字を教える人にとっては有益な情報です。

中学校・高校の学習指導要領では漢字学習に関して<u>常用漢字</u>表が参照されています。また、外国 人向けの日本語教育でも学ぶべき漢字として<u>常用漢字</u>表が目安になります。

JIS X 0213 との関係

JIS X 0213 は、2010 年改正の<u>常用漢字</u>を全て含んでいます。

<u>JIS X 0213</u> の 2012 年改正で、<u>JIS X 0213</u> の面区点位置と<u>常用漢字</u>の対応が、附属書 12 として追加されました。

第 3 水準漢字を 4 文字含んでいます。<u>面区点番号</u>でいうと、1-15-56、1-15-94、1-47-52、1-93-90 です。

JIS X 0208 との関係

<u>JIS X 0208</u> も 2012 年に同様の改正がされて附属書 12 として<u>常用漢字</u>との対応を載せていますが、 字体の問題で、<u>JIS X 0213</u> の方が<u>常用漢字</u>表に忠実な対応となります。

例えば、「ほお」(頬)という字について、 $\underline{IIS X 0213}$ の方は 1 面 93 \boxtimes 90 点を対応させており、これは<u>常用漢字</u>表に掲載の字体ですが、 $\underline{IIS X 0208}$ の方は 43 \boxtimes 43 点 (頬)を対応させており異なっています。ただし、43 \boxtimes 43 点を用いるのが間違いということではありません。<u>常用漢字</u>表は、情報機器の都合で「頬」の方を使うのは差し支えないと断り書きをしています。

常用漢字に対する誤解

漢字にあまり詳しくない人の中には、常用漢字表が漢字を制限するものであるとの理解が時折見

受けられますが、これは誤解です。昭和 21 年の「当用漢字表」は、「法令・公用文書・新聞・雑誌および一般社会で,使用する漢字の範囲を示したもの」(当用漢字表「まえがき」より)という制限のためのものでしたが、これが廃止されて新たにできた「<u>常用漢字</u>表」(昭和 56 年)は、漢字使用の目安とされているもので、これ以外を認めないというものではありません。

また、当用漢字表や<u>常用漢字</u>表のような漢字表を戦後に現れたものと理解している向きもありますが(例えば Wikipedia 日本語版の人名用漢字の項の背景説明、2016 年 11 月 12 日閲覧)、これも誤解です。明治の近代化以降、学習や運用のしやすさの向上を目的として大正 8 年の「漢字整理案」、大正 12 年の「<u>常用漢字</u>表」、大正 15 年の「字体整理案」など、当用漢字表以前にも様々な試みがありました。

参照情報

- ・ <u>常用漢字表(平成22年内閣告示第2号)</u>(文化庁)
- ・ 常用漢字と文字コードの対応表(当サイト)

関連項目

・ <u>人名用漢字</u> - 子の名付けに使える漢字は<u>常用漢字</u>と<u>人名用漢字</u>の和集合